　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料2

就労リング　ファシリテーターマニュアル v2.1　Session１

1. アンケート記入（10分）

※ゆっくり記入する人がいるため，8分経過したら「あと２分位で・・！」と声をかけると良い。

※アンケートの記載漏れがないように，回収者は名前，表裏を必ずチェックする。

②「就労リング」の概略説明（3分）

●2012年は，がん対策推進基本計画の改正の年

●がんと就労が重要視されてきた

●山内班が構成され，病院でのモデル作りを課された

●医療者も就労についてのプロではない

●そのために，宿題にさせていただくこともある

●これはグループ介入であり， 「就労リング」と名づけた

●これは研究であるため，まずアンケートに記入していただく

・座席表の配布・記入方法　※座席は毎回同じにすることも説明する。

③スタッフ自己紹介（5分）

④参加者自己紹介（10分）

「お名前と，どんな漢字か，皆さんも座席表に記入しながら聞いてください。病気のことについても，１人１分程度で，差しさわりのない範囲でお話してください。」（皆さんには守秘義務はありませんが，ここでの話しは外ではお話にならないようにしましょう）

⑤治療に関する情報や見通しの整理（⑤＋⑥で10分）

では，治療に関する情報や見通しを整理しましょう。それによって，働き方，休み方が異なってきます。皆さん，だいたいご存じですか？手術や放射線療法や化学療法などのスケジュールとその治療期間中の副作用と，その仕事への影響などを知っていますか？（質問があれば受けつける）不明な点は，ぜひ主治医に確認してください。

⑥就業規則などの社内制度（⑤＋⑥で10分）

会社によって違いますが，就業規則などの社内制度（有給休暇，傷病休暇，傷病手当金制度，高額療養費制度）を知っていますか？（参加者の反応だけを確認する）

では事例で考えてみましょう：Aさんの職場では病気の場合，まず年次有給休暇を使うように言われています。それを使いきってもなお，労務に就くことができず会社からお給料が支払われない場合，お給料分をカバーするためにどのような公的な制度があるでしょうか？

■話し合い■

⇒＜正解＞傷病手当金（支給日より1年6カ月）

ただし傷病手当金制度は市町村国保にはない，健保組合および協会けんぽでも被扶養者・任意継続被保険者にはない（⑤＋⑥で10分）

⑦自分が「働くこと」への希望や思い（15分）

「仕事の精神的な意義と，経済的な意義や，病気療養に関して皆さんはどのようなお考えですか？話せる範囲でいいですからお話しください。職場にどのように伝えたのかなども入るかもしれません。では＠＠さんからどうぞ。」

■話し合い■

⑧産業医ついて（５分）

追加で産業医についても説明しておきます。（以下を半分は質問形式で訊いてみる）

・産業医　50人以上で必要。1,000人以上だと専任の産業医をおかなければいけない

・産業医の立ち位置は中立的と言うよりも会社よりの可能性もある

β版８冊を全部渡し「今日の話は01, 02に出ていますから復習してください。次回は03, 04, 05の３冊を使って話しますので，予習をしてきてください。次回は01-05をご持参ください」

（2分）

就労リング　ファシリテーターマニュアルv2.1　Session2

①自己紹介の追加など(５分)

今回から参加した方の自己紹介，診断までの経緯，加療内容，今後の方針。仕事についての経過。また，前回より参加している方から今回参加した方への自己紹介(治療内容，仕事の経過)，スタッフからの自己紹介など。

|  |
| --- |
| ※このセッションはレクチャー中心となるが，ファシリテーターが答える必要はなく，参加者の問いかけ「○○さんはどうでしたか？」と投げかけ，考えていたく方がいい。  ※不明な点や曖昧な部分は宿題として次回返答を約束する。どこで誰にどう確認する場合かきちんと回答し，自分で解決できる道標を明確にすること。 |

②休職中の過ごし方：β-03使用（15分)

「休職する際には当然，主治医から診断書をいただき（上司経由で人事課に）提出します。これは産業保健スタッフ（看護師・保健師・産業医）に伝わります。さて，この休職中の過ごし方については，β03に出ています。」

「（５頁）まず，ご自分の状況や見通しを会社にはメールなどで，定期的に報告しましょう。（月に１回は産業医が面接する職場もある）」

「実は企業側にも『安全配慮義務』があり，皆さんの健康状況を把握しておかなければいけないという事情もあるのです。（β02の13頁参照，または『読んでおいてください』」

「復職するためにも日常生活はきちんと規則的に送りましょう」

「皆さんはどう思いますか？」■話し合い■

③事例検討：β-03使用（10分)

「さてここで，皆さんに考えていただきたいのですが，（事例Ｂを提示し，皆さんの意見を聞く）」

|  |
| --- |
| 事例：Bさんは休職中にリハビリ出勤を求められました。（電車に乗るだけ～段階的に）  この場合，交通事故になった場合に労災の適応は？皆さんはどう思いますか？■話し合い■ |

β-03の7頁には「模擬出勤」という項目がありますが，あくまでも自発的に会社まで到達できるように混雑時を避けながら徐々に距離を伸ばしてみましょう。復職の成功例がβ-03の12頁に出ています。

④再就職の際の注意点：β-04使用（15分)

「場合によっては，今回の病気治療のために退職することもあるかもしれません。では，その後，治療も一段落して再就職をする場合を考えてみましょう。」

「最も大事なことは，今度は，自分の価値観に合った仕事をじっくり選ぶことです。履歴書を書く際に『健康状態』を書くようになっていますが，ここで迷ってしまいますよね。さて『健康状態』にはどのように書けばいいでしょうか？　β-04の9頁には『健康状態』には『良好』とだけ書き，既往歴や病名などは書かなくていいか，あるいは『持病のために月に１回は通院していますが，業務には全く支障はありません』と書くか，面接でもはっきり言うようにしましょう。むしろ病気をしたことで健康の大切さが理解できたことや，仕事の大切さがわかったことを強調するほうがよい場合も多い。

「皆さんはどう思いますか？」■話し合い■

（再就職を考えている参加者がいたら，その方を例にすると話しやすい）

⑤仕事とがん治療の両立：β-05使用（15分)

「がんと仕事の仕方についても考えてみましょう。初発の場合も再発の場合も重要なテーマになります」

・大切なことは仕事とがんの治療を両立していきたいか自問すること

・両立したいならば，医師から注意点を聞き出し，雇用主には，時短は可能か，在宅勤務は可能か？休憩室や医務室を利用できるか？傷病休暇制度はあるのか？パートなどの勤務形態の変更は可能か，などを確認する。

・周囲からの理解と協力が必要（家族は？同僚は？）

「皆さんはどうですか？」■話し合い■

次回はβ-06, 07を中心にして労働法や傷病手当などの具体的なことを話しましょう。予習をしてきて下さい。

就労リング　ファシリテーターマニュアルv2.1　Session3

※このセッションは，レクチャーの後，アンケートおよび参加者の感想を聞くため，時間配分をしっかり意識して行い，時間内に終了できるようにすること。

①労働条件：　β-06使用（～７頁）（15分)

・中小企業は95％

・雇用形態の違いを説明：派遣の多くは時給・・「皆さんの場合は？」

・労働法はパート・アルバイト・派遣社員などもカバーしている。

・労働条件はどちらかが一方的に変えることはできないが，「変更したい」と言い出すことはできる。

・労働条件通りに働いている限りは，その契約の範囲内において自己の権利を主張できる。会社は，病気の罹患が理由で労働条件を変更できる。会社はがんという理由だけで一方的に解雇はできませんが欠勤が多いなど，労務の提供ができない，または不完全な場合には解雇理由になる場合もあります

・トラブルや相談は，社会保険労務士（社労士・国家資格），労働基準監督署など

「各自の就労環境について，病気になってから会社側とどのような話し合いを持ちましたか？ うまくいったか，難しかった点などは？ また，病気について会社に伝えていない場合もあると思います。

「皆さんはどうですか？ここだけの話しですから・・」■話し合い■

1. 社会保障制度　β-06使用　（②＋③で15分間）

・健康保険：雇われている人は，健康保険は「協会けんぽ」又は「健保組合」。その他，共済組合等もある。協会けんぽとは，健保組合を持っていない事業所の場合。

・雇用保険の失業手当（基本手当）※詳細はハローワークに相談してください

退職して再就職するまでを支えてくれるのが「失業手当」

受給資格：離職以前の2年間に被保険者期間が12ヶ月あることが必要。ただし退職理由や環境によって受給に必要な被保険者期間，給付日数が異なる。

受給期間（手当を請求できる期間のこと）：退職翌日から１年間だが、すぐに働けない場合には，診断書の提出等によりその理由を説明すると，開始時期を延長できる場合もある（最長で３年延長可能，４年目の１年間受給可）。

手続き方法：退職時に会社から「離職票」をもらいハローワークへ。無事転職，再就職したときは，年金手帳と雇用保険被保険者証（ハローワークから入手）を一緒に会社に提出すると，年金と雇用保険の加入手続きを会社側が行う。

・高額療養費  
限度額認定証については，これまで入院に限定されていたが，平成24年４月１日から外来にも適応されるようになった。事前に健康保険窓口で申請することにより立て替え払いすることなく高額療養費の適用が受けられるが，事前申請できなくても，後で申請しても払いもどしてもらえる。

・障害年金

初診から1年6カ月経過した時に障害の状態にあるか，65歳に達するまでの間に障害の状態（以前より身体機能が落ちていて生活や仕事に支障が出ている）の場合。相談室へ。

がん患者も受給できる場合がある。

＜適宜，質問を受ける＞

③傷病手当金：β-07使用

(1)会社を休んだ日が連続して３日（待期期間）あったうえで，４日目以降に休んだ日に対して支給される

(2)支給期間は最長で１年６ヶ月間である

支給額は協会けんぽの場合1日につき標準報酬日額の3分の２

その他の組合等では異なる場合もあります。各保険者へ確認を。

|  |
| --- |
| 初発と再発ではある期間経過していれば初発がんは「社会的治癒」したと考えられ，再発で新た傷病手当金が支給される場合がある。  ただ社会的治癒の定義は明確に定められていない為各ケースで保険者へ確認が必要。 |

(3)資格喪失（退職）前日までに１年間以上被保険者期間がある場合，資格喪失時に既に受けていた傷病手当金を退職後も継続して受け取ることができる

|  |
| --- |
| 退職日に引き継ぎのために出社し給料をもらってしまうと「資格喪失時に受けていない」ことになり支給されなくなってしまう |

「皆さんはわかりましたか？」■話し合い■（②＋③で15分間が目安）

・・・そのまま継続して④質疑に入っていく・・・・・・・

④全体を通した質疑応答（15分間，または「残り15分まで」）

「では全体を通して何か質問があればどうぞ」

【残り15分で終了しアンケートに移る】

⑤テスト（10分）・・

⑥感想（5分)

　　→参加者に1人ずつきいていく